

**特別支援教育に関する実践研究充実事業
公募要領**

1. 事業名

特別支援教育に関する実践研究充実事業

2. 事業の趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになっている。

この点、中央教育審議会における新学習指導要領等に関する答申においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての基本的な方向性が示され、また、同審議会の令和の日本型学校教育の構築に関する答申においては、小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実や、特別支援学校の教育環境の整備など、新時代の特別支援教育の在り方について示されたところである。

本事業は、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・分析等を行う。

3. 事業の内容

以下について実施するものとする。詳細については別紙1を参照すること。

- ・知的障害に対する通級による指導についての実践研究（※別紙）

4. 事業の実施方法

詳細については別紙を参照すること。

5. 公募対象

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

- ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会に本事業の一部を再委託することが可能。)
- ・市町村教育委員会
- ・附属学校を設置している国立大学法人
- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書及び別途実施要項に定める研究指定申請書は、公募要領で定める事業実施計画書によって代えるものとする。事業実施計画書については、別添の様式1を使用すること。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作成すること。

企画提案書の内容を補足するために必要と思われる資料を適宜添付してもよい。

(2) 提出方法

企画提案書は、以下の方法で提出すること。

- ・メールにより提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。
- ・別紙様式1「事業実施計画書」をWordファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。(PDFで送信しないこと。ただし、別紙様式1「事業実施計画書」以外の参考資料については、PDFで送信可能とする。)
- ・市町村教育委員会においては都道府県教育委員会を、学校法人においては自治体の所管部局を経由して提出すること。
- ・メールの件名は以下のとおりとする。
件名：「【組織名】実践研究充実事業実施計画書（知的通級）」
(組織名の例 例1：〇〇県教育委員会、例2：〇〇大学)
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・企画提案書を受信した旨のメールを令和3年7月30日(金)までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は令和3年8月2日(月)までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（事業実施計画書）

- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ③ 誓約書
- ④ その他関係資料

(4) 提出先

電子メール：toku-sidou@mext.go.jp
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係
TEL: 03-5253-4111 (内線3716)

(5) 提出締切

令和3年7月30日(金) 18:15

当日の送信記録があるもの。

なお、提出締切後の事業実施計画書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、審査の結果により修正・再提出を求めることがある。

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については、返却しない。

7. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。また、再委託先がある場合は、その再委託先も誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、都道府県等教育委員会、国立大学法人には適用しない。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

特別支援教育関係事業審査評価委員会において書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9. スケジュール（予定）

公募締切：令和3年7月30日（金） 18：15

審査：令和3年8月 上旬

結果通知：令和3年8月 中旬

契約締結：令和3年度の日付で順次締結する。

- ※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、契約予定者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

複数年の事業期間であっても、契約については単年度ごとに締結する。

- ※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・別紙（銀行口座情報）（委託契約書に別紙として含める。採択の連絡と合わせて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

11. その他

- (1) 再々委託は認めない。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、事業の実施にあたっては、契約書を遵守すること。さらに、女性の職業生活における活躍の推

進に関する法律に基づく認定など事業実施計画書等に記載した事項について、記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

(4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。

(5) 事業実施計画書を作成するに当たっては、以下の URL の内容を参照にすること。

- ・特別支援学校幼稚部教育要領（平成 29 年 4 月公示）
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）
- ・特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月告示）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第 197 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

(6) 本事業の申請に関する質問やその回答について、調達情報のサイトにおいて公表するため、適宜確認すること。

(別紙)

特別支援教育に関する実践研究充実事業公募要領
(知的障害に対する通級による指導についての実践研究)

1. 趣旨

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針等(平成27年12月22日閣議決定)を踏まえ、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の有効性について検証するため、特定の学校を学校教育法施行規則第55条(同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。)及び85条(同規則第108条第2項で準用する場合を含む。)に基づく研究開発を実施する学校(以下「研究指定校」という。)に指定し、平成29年から令和元年にかけて、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について研究開発が行われ一定の成果等が整理された。

その後、中央教育審議会の令和の日本型学校教育の構築に関する答申(令和3年1月)において、小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実や、特別支援学校の教育環境の整備など、新時代の特別支援教育の在り方について示され、この中で、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について引き続き検討が必要とされたところである。

このため、本事業では、先の研究開発を踏まえて更なる研究を実施し、効果や課題の抽出を行うものである。

※ 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日)抜粋

○ これまでの通級による指導の実施状況やモデル事業の取組や成果を踏まえ、授業時数や内容、担当する教師の専門性の向上、知的障害単一の児童生徒への通級による指導の適否等について引き続き検討が必要である。近年においては、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加する中、これまで以上に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組が求められていることから、地方公共団体における多様な取組について、その効果や課題を踏まえ、特別支援教室構想の具体化に向けた検討を引き続き進める必要がある。

2. 事業の内容

学校教育法施行規則第140条に規定する障害に応じた特別の指導(以下「通級による指導」という。)について、本事業においては、現行では対象となっていない知的障害のある児童生徒を対象として実施する。

※学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号、平成28年文部科学省告示第176号を参照すること。

(1) 研究実施校の指定

委託を受けた団体は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の中から研究事業を行う学校（以下「研究指定校」という。）を指定する。単一の学校とすることも、複数の学校を指定することも可能である。なお、研究指定校に対して、学校教育法施行規則第55条（第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）及び85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）の規定を適用する。

(2) 対象とする児童生徒

通常の学級に在籍する、主に知的障害に随伴してみられる学習上又は生活上の困難について、一部特別な指導を必要とするものとする。

なお、対象児童生徒として、可能であれば小学校低学年だけでなく、中・高学年、中学生、高校生も含めることが望ましい。その場合、検証結果を報告する際には、個々の成果等を報告するだけでなく、学年段階による比較も視野に入れること。また、通級による指導の利用に際しては、まずは、在籍する通常の学級における指導の工夫や学習環境の配慮がなされる必要があることに留意すること。

※1 把握される困難が、発達障害など他の障害によるものと考えられる児童生徒は対象とならない。

※2 重複障害のある児童生徒については、障害による学習上又は生活上の困難が主に知的障害によるものであることとする。

(3) 具体的な取組事項

2. (2) で示した児童生徒に対して、知的障害の状態に応じ、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした特別の教育課程を編成し、通級による指導を行う。具体的には以下の①～④について取り組むこと。

その際、3. (5) で示している成果物の内容を意識して取り組むこと。

① 個別の指導計画の作成

通級による指導の実施に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態や特性および心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成すること。その際、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章又は高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とすること。また、知的障害のある児童生徒の実態の把握に基づき、指導すべき課題を明確にするに当たっては、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）も参考にしつつ、知的機能の発達

の遅れからくる、学習面の困難なのか、生活面の困難なのかに留意して情報の把握等を行うこと。

② 通級による指導の内容

通級による指導の内容は、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導*とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとする。

※平成5年文部省告示第7号、平成28年文部科学省告示第176号及び、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章又は高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とすること。

③ 通級による指導とは別の知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえた指導の実施（必要に応じて）

知的障害のある児童生徒の学習上の特性*を踏まえ、必要に応じて、通級による指導以外の場において在籍する通常の学級における各教科等の目標の達成に必要な各教科の補充指導を行う場合には、本事業の検証結果を報告する際に、その実施によって得られた効果と課題も示せるようにしておくこと。

※知的障害のある児童生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能等が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられ、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導が重要となる。また、抽象的な内容の指導よりも、実際の生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的である。（「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）第3編のⅢを参照すること。）

④ 指導等の評価

通級による指導を通じて、課題として抽出した困難がどの程度改善・克服されたのか判断できる評価指標を設定すること。その際、児童生徒がどのような方法で、困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を身に付けることができたのか具体的に明らかにし、通級による指導の効果について客観的かつ可能な限り定量的な評価を行うこと。

評価に当たっては、作成した個別の指導計画に基づき、学習面の困難に対する指導の評価なのか、生活面の困難に対する指導の評価なのかに留意すること。また、在籍する通常の学級における指導の工夫や学習環境の配慮の効果や課題、通級による指導の効果や課題、在籍する通常の学級の授業とは別に行った教科の補充指導の効果や課題、それぞれについて評価すること。

3. 事業の実施方法

(1) 運営指導委員会の設置

委託を受けた団体は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等の関係機関からなる運営指導委員会を設置し、研究指定校の運営に関し、専門的見地からの指導・助言、評価等を行う。運営指導委員会においては、知的障害に関する研究業績がある者が中心とした運営及び成果のとりまとめを行うこと。なお、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に再委託をしている場合には、市町村教育委員会も運営指導委員会に参画することとする。

(2) 進捗状況の把握及び指導助言

委託を受けた団体は、研究の進捗状況を把握するとともに、研究指定校に対し、研究の実施に関し必要な指導助言を行うものとする。なお、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に再委託をしている場合には、市町村教育委員会とよく連携して対応すること。

(3) 通級による指導を担当する教師

通級による指導を担当する教師については、対象とする学校種の教員免許状を有する必要があるほか、特別支援学校教員免許状（知的障害者に関する教育の領域）を併せ有するなど知的障害者に対する特別支援教育の専門的な指導が可能なる者が望ましい。また、必要に応じて、特別支援学校のセンター的機能を活用することも考えられる。なお、他校での通級による指導（他校への通級）や他校の教師が研究指定校に巡回して行う通級による指導（巡回による指導）を行う場合の取扱いは、以下の通りとする。

(a) 特別支援学校への通級、特別支援学校の教師の巡回による指導

研究指定校に在籍する児童生徒が、特別支援学校において、障害に応じた特別の指導を受けることも可能であるが、当該障害に応じた特別の指導について研究指定校の授業として位置付けることが必要である。この場合、当該指導を行う特別支援学校の教師については、複数校兼務の兼務発令を行うなど研究指定校における身分取扱いを明確にする必要がある。

特別支援学校の教師が、研究指定校において、障害に応じた特別の指導を行う場合についても、当該指導を行う教師については複数校兼務の兼務発令を行うなど研究指定校における身分取扱いを明確にする必要がある。

(b) 他の小・中・高等学校等への通級、他の小・中・高等学校等の教師の巡回による指導

他の小・中・高等学校等での障害の状態に応じた特別の指導や、他の小・中・高

等学校等の教師による障害の状態に応じた特別の指導についても、(a)と同様とする。

(4) 在籍する通常の学級との連携

障害のある児童生徒への支援が円滑に行われるよう、在籍する通常の学級における支援の充実など、在籍する通常の学級との連携を図ること。

なお、本研究事業の実施にあたって、通級による指導と対象児童生徒が在籍する通常の学級の連携を深化させるため、特に在籍する通常の学級における授業時の支援等を行う人材を配置することを可能とする。

(5) 成果物

事業終了時には、実践を踏まえ、以下の観点について検証結果を報告すること。報告に当たっては、2.(3)④を十分留意して可能な限り具体的かつ定量的に示すこと。

- ・児童生徒の実態把握の観点及び通級による指導の対象とするかどうかの判断基準
- ・在籍する通常の学級における指導の工夫や学習環境の配慮の内容及びその効果と課題
- ・通級による指導の内容（授業時数含む）及びその効果と課題（例えば、知的障害のある児童生徒の知的機能の発達の遅れからくる適応行動の困難さを踏まえ、特別支援学校の学習指導要領に示す自立活動の6区分27項目に加えるべき項目についても含む。）
- ・在籍する通常の学級の授業や通級による指導とは別に行った、各教科の補充指導の内容（指導時間含む）及びその効果と課題（実施した場合のみ。）

(6) その他実施に当たっての補足事項

- ・通級による指導の対象とする児童生徒について、個別の指導計画に加え、関係機関との連携を図り、長期的な視点による教育的支援を行うため、個別の教育支援計画を作成し、活用すること。
- ・本研究事業の実施に当たっては、対象となる児童生徒及びその保護者に対して丁寧に説明し、特に保護者の理解を得ること。
- ・通級による指導の指導要録への記載方法については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付け30文科初第1845号文部科学省初等中等教育局長）における小学校、中学校及び高等学校における通級による指導の記載事項等を参考とすること。

4. 事業期間、事業規模（予算）及び採択件数等

事業期間：令和3年度～令和4年度（2か年事業（予定））

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行う。

事業規模：各年度の計画額は、1件当たり300万円を上限とする。

ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

採択件数：4件を予定

※採択件数は特別支援教育関係事業審査評価委員会が決定する。

5. その他

研究協力校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後2年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。

また、本契約をもって、本事業を実施するために必要となる教育課程の特例の実施を認めるものとする。